

特定非営利活動促進法 (NPO法)のあらまし

福祉、環境、まちづくり、国際協力など様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間非営利団体（NPO）による社会貢献活動が活発化し、その活躍が期待されているところです。

これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動していますが、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産登記をするなど、法律行為を団体名で行うには法人となる必要があります。

そこで、NPOが法人格を取得する道を開き、より活発な活動ができるよう環境整備を図るため、平成10年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され同年12月に施行されました。

香 川 県

法人となるための要件は何ですか？

- 1 特定非営利活動（注1）を行うことを主たる目的とすること。
- 2 営利を目的としないものであること。
- 3 社員^(※1)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- 4 役員^(※2)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- 7 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 8 10人以上の社員を有するものであること。

※1 社員とは、法人の構成員のことであり、特定非営利活動法人の最高意思決定機関である社員総会において議決権を持つ者のことをいいます。

※2 特定非営利活動法人の役員は理事と監事の2種類のみをいい、必ず理事3名以上及び監事1名以上を置かなければなりません。

（注1）

「特定非営利活動」とは、次の①及び②をともに満たす活動をいいます。

- ① 次に該当する活動であること。
 - 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 観光の振興を図る活動
 - 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - 7 環境の保全を図る活動
 - 8 災害救援活動
 - 9 地域安全活動
 - 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 11 国際協力の活動
 - 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - 13 子どもの健全育成を図る活動
 - 14 情報化社会の発展を図る活動
 - 15 科学技術の振興を図る活動
 - 16 経済活動の活性化を図る活動
 - 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - 18 消費者の保護を図る活動
 - 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること。

設立の手続き

特定非営利活動法人の設立をするためには、法律に定められた書類（注2）を添付した申請書を所轄庁（注3）（注4）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

（注2）申請書の添付書類

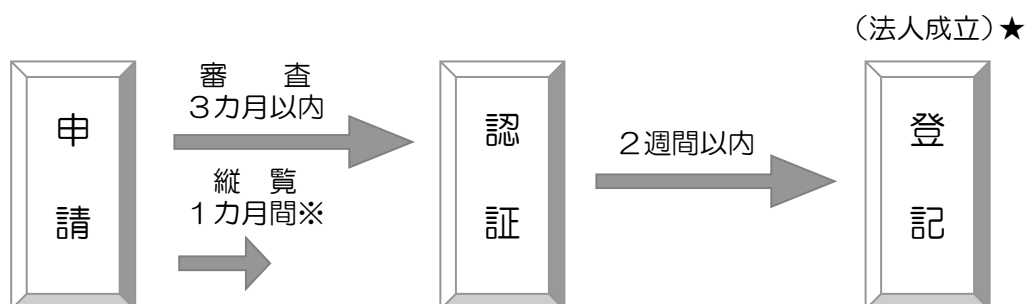
- 定款
- 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- 就任承諾及び宣誓書の謄本
- 役員の住所又は居所を証する書面
- 社員のうち10人以上の者の名簿
- 確認書
- 設立趣旨書
- 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注3）所轄庁

法人の主たる事務所が所在する都道府県の知事。ただし、その事務所の所在地が1つの指定都市の区域内にのみ所在する法人にあっては、当該指定都市の長。

（注4）高松市にのみ事務所を置く場合、認証等事務権限の移譲により、申請先は高松市となります。

申請から法人成立に至るまでの主な流れ



※ 縦覧書類……定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書

★ 登記完了後、所轄庁へ完了届を提出

法人成立後の義務は何ですか？

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表等の書類を作成し所轄庁に提出するとともに、役員名簿及び定款等とあわせて事務所に備え置いて、法人の社員やその他の利害関係人に閲覧させなければなりません。

また、これらの書類は、所轄庁において、一般県民の閲覧に供するとともに、謄写の請求があった場合には謄写させます。

さらに、平成 30 年 10 月 1 日(※1)より、毎事業年度終了後、作成した貸借対照表を、特定の方法(※2)の中から定款で定めた方法により、公告をすることが必要となります。

※1 経過措置があり、平成 30 年 9 月 30 日以前に作成した貸借対照表で直近のものについても、平成 30 年 10 月 1 日までに公告するか、平成 30 年 10 月 1 日以後遅滞なく公告する必要があります。

※2 ①官報に定める方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法 ③電子公告 ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法 の4つ。

(2) 納 税

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対して課税されることとなります。課税される場合の利率は、株式会社等の普通法人と基本的には同じです。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、上記の「収益事業」から生じた所得に対しては課税されます。また、法人県民税及び法人市町民税の均等割は、所得の有無にかかわらず原則として課税されますが、香川県では、法人税法上の「収益事業」を行っていない場合は、申請により、法人県民税（均等割）が減免されます。法人市町民税については、事務所が所在する市町の税務担当課にお問い合わせください。

(3) 登 記

NPO法人は設立の登記により成立しますが、その後も登記事項（組合等登記令第2条）に変更が生じた場合は、その都度、変更の登記をする必要があります。

特に、「代表者（理事長等）」は、異動や住所の変更だけでなく、任期満了に伴う再任の場合も変更の登記が必要です。また、「資産の総額」は毎年事業年度終了後に変更の登記をする必要があります。（なお、「資産の総額」の変更登記は、貸借対照表の公告が必要となったことに伴い、平成 30 年 10 月 1 日より不要となる予定です。）

香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

TEL 087-832-3174 FAX 087-831-1165

Eメールアドレス kenmin@pref.kagawa.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/vnpo/top.htm>